

二軸押出機基板交換業務への参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和7年9月12日

岡山県工業技術センター
所長 西 勝志

1 当該招請の趣旨

岡山県工業技術センターにおいて研究等に使用する二軸押出機については、適正な機能を発揮できるよう基板を交換する必要があるため日鋼 YPK 商事（株）西日本営業所（以下「特定の法人」という。）を契約の相手とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、4 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続きに移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

（1）業務名

二軸押出機基板交換業務

（2）業務内容

ア （株）日本製鋼所製二軸押出機 TEX30 α -42BW-5V について基板の交換業務を実施、適正な機能が発揮できるようにすること。

部品：TEX30 用 EXANET 操作パネル

：TCUA 基板

：OPUA 基板

：WFU 基板

イ 作業終了時には、別紙1（完了報告書）を提出すること。

（3）実施期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

岡山県工業技術センターに設置されている二軸押出機の基板を交換することにより、当該装置が常に適正な機能を発揮できるよう整備することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 物品の売買、修繕等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号。以下「審査要領」という。）第7条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- ② 入札参加資格者名簿上の住所が岡山県内で、営業種目が「大分類6 機械器具類 小分類1 理化学機器」、「大分類6 機械器具類 小分類5 精密機器」、「大分類6 機械器具類 小分類6 計測機器」又は「大分類6 機械器具類 小分類8 その他」に該当すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ④ 審査要領第9条第1項の規定による入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 岡山県の物品の売買、修繕等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- ⑥ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

(2) 民間企業、独立行政法人、許可法人のいずれかに該当する者であって、過去3年以内に対象機器の修繕実績があること。

(3) 対象機種のパフォーマンスが十分発揮できる修繕の技術レベルを保有し、緊急時にも早急な対応ができること。

(4) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項は厳守すること。

ア 公正中立に実施すること。

イ 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。

ウ 法令遵守で対応すること。

5 手続き

(1) 担当部局

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301
岡山県工業技術センター 総務課 総務班
電話 086-286-9617 FAX 086-286-9630

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年9月26日（金）午後5時まで

（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項の県の休日を除く。）

提出場所は上記5（1）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

別紙2（参加意思確認書）及び添付資料を提出すること

6 審査方法

(1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。

(2) 審査、提出された書類及び資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

(3) 審査の結果、応募者の応募要件を満たすと認められる者に対して、委託先としての決定を行うものとする。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(3) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(4) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(7) 当該応募者に対して技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和7年10月3日（金）午後4時まで

（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項の県の休日を除く。）

提出場所は上記5（1）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）